

浦安市規則第9号

浦安市個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び浦安市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び条例の例による。

(開示の実施)

第3条 法第87条第1項本文の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複製したものの交付
 - (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複製したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、市長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由

があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(費用負担等)

第4条 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受ける者は、別表に掲げる公文書の種類ごとに別表に定める費用を負担しなければならない。

2 前項の費用は、現金、普通為替又は定額小為替により、納付しなければならない。

3 令第28条第4項後段の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(浦安市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 浦安市個人情報保護条例施行規則（平成16年規則第19号）は、廃止する。

別表（第4条第1項）

公文書の種類	開示の方法	金額
1 文書又は図画 (2及び3に該当するもの以外のもの)	閲覧	無料
	写しの交付（用紙への複写）	(1) 単色刷りについては、 日本産業規格A列3番以内の用紙1面につき10円 (2) 多色刷りについては、 日本産業規格A列3番以内の用紙1面につき50円
2 マイクロフィルム	閲覧（専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したもの）	無料
	写しの交付（用紙への複写）	日本産業規格A列3番以内の用紙1面につき10円
3 写真フィルム又はスライド	閲覧	無料
	写しの交付（印画紙への印画）	印画に要する費用の実費相当額
4 録音テープ又は録音ディスク	聴取（専用機器により再生したもの）	無料
	写しの交付（電磁的記録媒体への録音）	当該電磁的記録媒体の購入に要する費用の実費相当額
5 ビデオテープ又は録画ディスク	視聴（専用機器により再生したもの）	無料
	写しの交付（電磁的記録媒体への録画）	当該電磁的記録媒体の購入に要する費用の実費相当額
6 電磁的記録 (4及び5に該当するもの以外のもの)	閲覧又は視聴（専用機器により再生したもの若しくは用紙に	無料

の)	出力したもの)	
	写しの交付（用紙への複写）	(1) 単色刷りについては、 日本産業規格 A 列 3 番以内の用紙 1 面につき 10 円 (2) 多色刷りについては、 日本産業規格 A 列 3 番以内の用紙 1 面につき 50 円

備考 この表中「専用機器」とは、開示を受けるものの閲覧、視聴又は聴取の用に供するために、市の機関により備え置かれたものをいう。